お知らせ掲示板

★上士幌町役場　☎01564-2-2111（代表）
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

お知らせ

公営住宅入居者

【町営住宅（ふれあい団地・14区）】
◆入居資格
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者
【募集住宅①】
C棟2階・45号【平成14年度建設】
3LDK（2人以上の世帯向け）
◆家賃（収入区分による）
月額2万6300円～3万9200円
【募集住宅②】
D棟2階・61号【平成11年度建設】
3LDK（2人以上の世帯向け）
◆家賃（収入区分による）
月額2万6000円～3万8700円
【特公賃住宅（ふれあい団地・14区・高額所得者向け）】
◆入居資格
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円以上、48万7000円以下で、町が定める基準に該当する者
【募集住宅③】
B棟1階・24号【平成12年度建設】
3LDK（2人以上の世帯向け）
◆家賃　月額6万円
※所得に関わらず一律となります。
◆募集期間
いずれの住宅も4月3日(金)～13日(木)
◆注意事項（各住宅共通）
◇募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
◇入居決定後、家賃月額の3か月分の敷金を納入していただきます。
◇利用できる駐車場は各戸1台分のみです。
◇ペットを飼うことはできません。
◇入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は4月下旬以降になります。
【その他の住宅】
次の住宅は、申込期間を設けておらず、随時お申し込みを受け付けています。入居要件や住宅の状況など、詳しくはお問い合わせください。
◆新西団地（2人以上の世帯向け）
◇23号　家賃月額1万1700円～1万7400円
◇41号　家賃月額1万2900円～1万9300円
◆北団地（世帯人数・年齢制限なし）
現在、入居可能な空室はありません。
◆単身者住宅「ノースシティ」（50歳未満の単身者向け）
◇A棟102号、A棟201号、B棟104号、C棟106号、E棟105号
家賃月額2万7200円（一律）
※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当（☎2-4297）まで

訪問看護師募集

◆応募資格　看護師、准看護師または保健師として実務経験が3年以上あり、普通自動車免許を所持している方
◆勤務地　本別町
◆勤務時間　正職員：8時45分～17時30分
パート：9時～17時
※1日3～6時間勤務で、勤務時間・曜日などは相談に応じます。
◆給与　常勤：月20万700円～27万1200円、非常勤：時給1450円、准看護師は1350円
◆応募方法　電話連絡の上、履歴書（写真貼付）をご持参ください。
◆応募締切日　5月末日
※お問い合わせは、一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団本別地域訪問看護ステーション（本別町西美里別6-15☎0156-22-9050）まで

食品加工研修会

食品加工センターでは年間数回の加工研修会を実施しています。新年度第一回の研修会では、4月が味噌づくりに適した季節でもあり、甘味が特徴の上士幌町産大豆「ハヤヒカリ」を使った味噌作りを行います。ぜひ地元の食材を使った手作り味噌を味わってみてください。

※これまで味噌の研修会に参加されていない方を優先させていただきます。
■第1回　味噌加工研修会
◆日時　4月21日(金)　9時～12時
◆会場　食品加工センター
◆対象　大人5名程度
（託児スペースはございません）
◆料金　1kg300円（一人10kgまで。ご希望の量をお申し込ください）
◆持ち物　持ち帰り用の味噌樽や容器等、エプロン、バンダナ、ゴム手袋
◆申込み　4月14日(金)までにお電話でお申し込みください。
※本事業は、「まなびの森」対象事業です。
※新型コロナウイルス感染症の状況により、延期または中止する場合がありますので、予めご了承ください。
※お申し込みやお問い合わせは、食品加工センター（☎／FAX2-4839）まで

パークゴルフ場・キャンプ場

◇たか台公園パークゴルフ場
◇交通公園パークゴルフ場
◇航空公園キャンプ場
◇航空公園パークゴルフ場
◇糠平温泉文化ホール公園パークゴルフ場

コースなどの状況により開設を延期する場合があります。

※お問い合わせは、建設課車両・公園担当（☎2-4297）まで

交通公園交流施設　5月1日(月) オープン！

申請受付は 4月10日(月) から
商工会にて受付開始

パークゴルフなどで公園を訪れた方の休憩場所として、また、焼き台等を持参して焼き肉交流会を開催するなど、多目的な利用が可能です。
◆新型コロナウイルス感染症対策のため、施設をご利用の際は飛沫感染対策や手指消毒などの徹底をお願いいたします。

焼き肉や10名以上の団体で利用する場合は、申し込みが必要です。お申し込みは、土・日・祝日を除く利用日の3日前までに商工会に申請してください。

※施設利用のお申し込みは、上士幌町商工会（☎2-2339）まで
※その他、施設に関するお問い合わせは、建設課車両・公園担当(☎2-4297)まで

農業後継者奨学資金

◎農業後継者を目指す方を応援します！
本町で農業後継者を目指す方が高等学校以上の学校に就学する場合には、奨学資金の貸付を受けることができます。また、条件を満たした場合には返還の減免制度があります。

◆資格　本町に住所を有する者またはその子弟で高等学校以上の学校に就学し、学校を卒業した後、町内で農業に従事しようとする者
◆支給金額
◆高等学校…月額1万円
◆大学、短期大学およびこれに準ずる学校…月額1万5千円
◆奨学資金返還の減免
上士幌町において農業に従事した期間が3年に達した場合等。
◆新規希望者のお問い合わせ期限
4月7日(金)　今年度新規に受給を希望される方は、必ずこの日までにお問い合わせください。
※お問い合わせは、農林課農産担当（☎2-4292）まで

町道の通行禁止が解除されます

冬期間通行禁止としていた次の道路は、4月22日(土)7時より通行禁止が解除される予定です（積雪の影響で延期される場合があります）。
◆通行禁止解除路線
①ナイタイ高原線
②大規模草地循環線
※お問い合わせは、建設課管理担当（☎2-4297）まで

心身障がい者の巡回相談のお知らせ

道立心身障害者総合相談所による令和5年度の巡回相談が、次のとおり開催されます。
◆実施日

第1回	4月17日(月)～20日(木)
第2回	6月26日(月)～29日(木)
第3回	9月25日(月)～28日(木)
第4回	12月5日(火)～6日(水)
第5回	2月27日(火)～28日(水)

◆場所　帯広市グリーンプラザ
◆相談内容　身体・知的障がい者に関する相談・判定
◆対象者　18歳以上
◆申込み　相談は予約制です。利用を希望される方は、お申し込みください。
※お申し込みやお問い合わせは、保健福祉課障がい福祉担当（☎2-4296）まで

子ども医療費受給者証の使用について

子ども医療費受給者証は北海道内の保険医療機関で使用できます。

【使用上の注意事項】

学校やこども園管理下でケガなどをした場合は、災害共済給付金※1等が支払われる場合があります。

町では、18歳までのお子さまの医療費自己負担分を全額助成していますが、災害共済給付金が支払われる医療は助成の対象外です。このため、子ども医療費受給者証を使用して医療機関を受診することはできません※2。

学校やこども園管理下でのケガなどで医療機関を受診する際は、受給者証を提示せず、一旦医療機関で自己負担分をお支払いいただき、後日給付金の申請をしてください。

※1こども園、小・中学校は、町教育委員会で加入しています。高校生等については、各学校までお問い合わせください。

※2重度心身障がい者医療費受給者証および、ひとり親家庭等医療費受給者証も同様の取り扱いとなります。

※「災害共済給付金」に関するお問い合わせは、教育委員会幼児教育課（☎2-3686）または教育委員会教育推進課（☎2-3014）まで

※医療費の助成に関するお問い合わせは、保健福祉課国保医療担当（☎2-4295）まで

児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が変わります

児童扶養手当・特別児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数に応じて金額が変わります。令和5年4月分から手当の額が次のとおり変更されます。

児童扶養手当額（月額）

区　分		令和5年3月分まで	令和5年4月分から
第１子額	全部支給	43,070円	**44,140円**
	一部支給	43,060円～10,160円	**44,130円～10,410円**
第２子加算額	全部支給	10,170円	**10,420円**
	一部支給	10,160円～5,090円	**10,410円～5,210円**
第３子以降加算額	全部支給	6,100円	**6,250円**
	一部支給	6,090円～3,050円	**6,240円～3,130円**

特別児童扶養手当額（月額）　※児童１人につき

等　級	令和5年3月分まで	令和5年4月分から
１級	52,400円	**53,700円**
２級	34,900円	**35,760円**

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当（☎2-4296）まで

地場産業の振興　商店街の活性化　雇用の促進

新たな創業を支援します！ 上士幌町創業促進支援事業

地場産業の振興や商店街の活性化、雇用の促進のため、上士幌町において新たに事業活動を行う方や新規分野での事業を行う方、現に事業を行っている商業者等を支援します。

◆事業概要

事業名	内　容	対象経費	補助金額
新規創業支援事業	新築、増改築（住宅部分除く）、賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	・新築（建設費）、増改築、改修費 ・備品購入費（１件５万円以上） ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】月額家賃 70%以内 限度額 ５万円/月 （最長１年間）
空き店舗・空き家活用事業	空き店舗または空き家（住宅部分除く）を取得または賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	・増改築、改修費 ・備品購入費（１件５万円以上） ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】月額家賃 70%以内 限度額 ５万円/月 （最長１年間）
店舗改修支援事業	老朽化した店舗等の改修 ※事業を承継する場合のみ ※商工会への加入が必要	・増改築、改修費 ・備品購入費（１件５万円以上） ・改修設計委託費	1/2以内 限度額 200万円

※１事業者あたり、各事業１回限りで、補助の下限は50万円となります

対象事業の考え方

○ 対　象 ➡ ①店舗を構え、直接消費者へ商品やサービスを提供する事業
②加工機械や処理施設を有する工場を構え、他者に有償で商品を提供する事業

× 対象外 ➡ ①管理事務所や商品の保管のみを用途とする施設　②無店舗販売業（通信販売等）　③仮設（テント）販売

◆対象者

町長が認めた事業計画を行う中小企業者（個人事業者を含む）およびＮＰＯ法人等で、次に該当する者

① 上士幌町に居住（本社がある）、または事業開始までに居住（本社移転）する者
※ただし町内に同種の事業がないものは、町内に居住（本社）がなくても対象とする

② ３年間以上の事業継続が見込まれる者（１年間183日以上の営業を行っている者）

③ 直近２年間の町税等を滞納していない者、または転入者は転出した市町村の市町村税等を滞納していない者

◆提出書類　創業促進支援事業計画承認申請書、創業計画書、その他必要な関係書類。
様式は、商工会窓口または町ホームページ（https://www.kamishihoro.jp/）で入手できます。

◆そ の 他　補助事業者は１年に１回以上、商工会に経営指導を受ける必要があります。

※お問い合わせは、上士幌町商工会（☎2-2339）まで

農林畜産物などの地域資源を活用した新商品などの開発を支援！

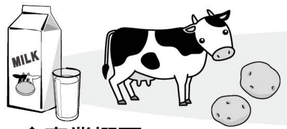

農林商工等連携・ビジネス創出促進事業

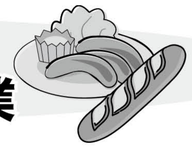

◆事業概要

事業名		内　容	対象経費	対象者	補助金額
ソフト事業	**プラン創出事業**	新しい商品などを作るため、専門家の話を聞いたり、試作品を作りたい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等	町内（事業完了までに転入見込含む）の個人・法人・団体等	補助対象経費の8/10以内 限度額30万円
ソフト事業	**事業化推進事業**	試作した商品などを販売して、消費者の反応を研究したり、販売先の開拓をしたい	上記のほか、外注加工費、試験依頼費、市場調査費、委託費等		補助対象経費の8/10以内 限度額100万円
ソフト事業	**ブランド化推進事業**	既にある商品などをもっと売れるための調査をし、販売先の拡大や商品に磨きをかけたい			
ハード事業	**商品開発推進事業**	実際に商品開発を行う際に必要となる、器具・機械を購入したい	新商品開発、既存商品の付加価値を高めるための器具・機械購入経費		補助対象経費の1/2以内 限度額100万円
新分野開発事業	**調査研究事業**	新たな分野で事業展開したい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等	中小企業者、農林業者、ＮＰＯ法人など、既に事業活動を行っている者。団体の場合は、構成員の過半数が町内に住所有り	補助対象経費の8/10以内 限度額30万円

◆公募期間　１次募集　**４月３日（月）～８月31日（木）**　／　２次募集　**９月１日（金）～12月28日（木）**

◆提出書類　農林商工等連携・ビジネス創出促進事業計画承認申請書、事業計画書、その他必要な関係書類。
様式は、商工観光課窓口または町ホームページ（https://www.kamishihoro.jp/）で入手できます。

◆そ の 他　補助事業者は事業終了後、１年に１回以上町に進捗報告を行う必要があります。

※お問い合わせは、商工観光課商工担当（☎2-4291）まで

スポーツ振興助成と指導者等助成

上士幌町のスポーツ振興を目的とした助成制度があります。ぜひご活用ください。

スポーツ振興助成

各種スポーツにおける団体および個人の全道・全国大会に出場する経費の一部を助成します。

○対象者
【個人】 • 町内在住者
• 上士幌高等学校在籍者
※町外の各種学校に在籍する生徒・学生は対象外
【団体】 • 町民が主体となって活動している団体（少年団・部活動等）

○対象人員
【個人】 出場登録選手のみ ※高校生以下は、選抜大会を除き引率者１名も助成対象とします
【団体】 出場登録選手 ＋ 引率者２名以内

○助成内容
大会会場までの交通費、宿泊代、食事代、大会参加料を、助成基準により支給
※社会人は、対象経費の５割を支給

○その他
予選や選考会を伴わない全道・全国大会は対象外

スポーツ指導者等助成

町のスポーツ振興と指導者の充実を図るため、各種スポーツの研修会等にかかる経費の一部を助成します。

○対象者
• 町内スポーツ少年団指導者
• 町体育連盟に加盟の団体会員
• その他教育委員会が特に認めた個人

○対象研修会等
• スポーツ協会主催の研修会等
• 各競技団体主催の研修会等
• その他、教育委員会が認める研修会等
• 各スポーツの資格取得（審判、指導者等）に係る講習会等
※研修会等は道内で開催された場合のみ対象

○対象人員
各団体につき同一年度内に１回で２名以内
※資格取得に係る講習会等への参加は１名のみ

○助成内容
研修会等会場までの交通費、宿泊代、食事代、研修会等参加料を、助成基準により支給

※お申込み・お問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当（☎2-3024）まで

電源立地地域対策交付金の活用

電源立地地域対策交付金は、電源地域で行われる住民福祉の向上に資する事業などに対して交付され、発電施設の理解促進などを図ることを目的としています。令和４年度、本町の交付金額は１３２５万３０００円となり、認定こども園事業の充実を図るために活用しました。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当（☎２－４２９０）まで

固定資産税のお知らせ

固定資産税は、毎年１月１日（「賦課期日」といいます。）に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方が、その固定資産の価格を基に算定された税額を、その固定資産の所在市町村に納める税金です。

◆固定資産税を納める方（納税義務者）
登記簿または固定資産税課税台帳に所有者として登記または登録されている者
※ただし、所有者として登記（登録）されている方が亡くなった場合などは、その土地、家屋等を現に所有している方（相続人等）が納税義務者となります。また、所有者不明土地等（調査を行っても、所有者がわからない土地等）で、その固定資産の使用者がいるときは、当該使用者が納税義務者となることもあります。

◆登記されている土地、家屋に異動がある場合
法務局で対象の土地、家屋の異動についての登記申請をすることになります。登記内容については法務局から役場の担当に通知されますので、役場に直接届出をする必要はありません。

◆登記されていない家屋に異動がある場合
新たに家屋（車庫・物置等）を取得した場合は、役場までご連絡願います。
相続、売買などで所有者が変更になった場合は「家屋所有者変更届」を、また、家屋を取り壊した場合は、「建物取壊し届」を提出していただく必要があります。

◆所有している償却資産がある場合
償却資産を所有している方は、毎年１月31日までに「償却資産申告書」を提出していただく必要があります。
※お問い合わせは、町民課固定資産税担当（☎２－４２９４）まで

固定資産税・軽自動車税の納付方法について

【令和５年度から固定資産税・軽自動車税（種別割）の納付方法が拡大されます】
従来の納付方法に加え、新たに地方税共同機構が提供する「地方税お支払いサイト」で登録すると、令和５年度の納付書より印字される「ｅＬ-ＱＲ（地方税統一ＱＲコード）」を利用し、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて納税の手続きができるようになります。納付方法の詳細については、上士幌町ホームページにて随時お知らせします。
また、現在口座振替を利用されている方で、「ｅＬ-ＱＲ（地方税統一ＱＲコード）」を利用した納付をするためには、事前に口座振替の停止手続きが必要となりますので、ご希望の方は役場窓口（納税担当）までご相談ください。
※お問い合わせは、町民課納税担当（☎２－４２９４）まで

手話奉仕員養成講座

【手話初心者がろう者と簡単な会話が出来るようになるための入門・基礎講座】
◆日時
◆昼の部　４月21日～翌年３月15日の毎週金曜日　10時～12時
◆夜の部　４月20日～翌年３月14日の毎週木曜日　19時～21時　※各40回
◆場所　帯広市役所　10階会議室
◆定員　昼・夜の部各30人
◆申込期間　４月３日(月)～12日(水)
※お申し込みやお問い合わせは、帯広市役所障害福祉課（☎０１５５－６５－４１４８）まで

犬の飼い主のみなさんへ

野犬掃とうを実施します

上士幌町畜犬取締及び野犬掃とう条例の規定により、野犬掃とうを実施します。
◆実施期間　４月１日～９月30日
◆実施方法　捕獲・薬殺・檻
◆区域　町内一円
放し飼いの犬は、すべて野犬とみなされ処分されます。
野犬を捕獲したときは役場で告示し、３日間保護いたします。飼い犬が不明になりましたら、すぐにご連絡ください。

狂犬病予防注射を実施します

▼狂犬病予防注射日程表

実施月日	実施時間	実施場所
４/６(木)	10:00 ～ 10:40	10区　三角公園北側
	11:00 ～ 11:40	７区　旧生きがいセンター駐車場
	13:10 ～ 13:40	３の２区　児童遊園地
	14:00 ～ 14:30	11区　旧フードセンター西支店様前
４/７(金)	10:00 ～ 10:15	豊岡　見晴台公園
	10:30 ～ 11:00	上音更コミュニティーセンター前
	11:15 ～ 11:30	勢多地域自治会館前
	13:10 ～ 13:40	３の１区　ひふみ広場駐車場
	13:50 ～ 14:10	旧青少年会館前
	14:20 ～ 14:40	商工会様北側駐車場
４/10(月)	9:20 ～ 9:50	北居辺コミュニティーセンター前
	10:10 ～ 10:30	旧東居辺小学校前
	10:50 ～ 11:30	旧北門小学校前
	13:20 ～ 13:40	旧磐城婦人ホーム前
	14:00 ～ 14:30	旧萩ヶ岡小学校前
４/11(火)	10:00 ～ 10:20	糠平消防会館前
	10:45 ～ 11:00	旧清水谷駅前
	11:20 ～ 11:40	萩ヶ岡消防会館前
４/12(水)	9:30 ～ 11:40	商工会様北側駐車場
戸別訪問日程	４/19(水)～20(木)　10:00～16:00	

今年も４月に、集団接種および戸別訪問にて狂犬病予防注射を実施しますので、必ず受けるようにしてください。
なお、**戸別訪問での予防注射を希望される方は、４月13日（木）までに役場町民課生活環境担当までお申し込みください。**

◆料金（１頭につき）

予防注射（集団接種）	3,240円
予防注射（戸別訪問）	4,200円
新規登録（１頭当り）	3,000円

※予防注射・新規登録料金は、つり銭のないようお願いします。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

お知らせ　パスポートの手続きが変わりました。

令和４年の旅券法令改正により、令和５年３月27日から、主に以下の点が変わりました。

申請書が新しい様式に!

パスポート発給等のための申請書の様式が変更されました。※令和5年3月27日以降は古い申請書は使用できません。

戸籍謄本のご用意を!

新しくパスポートを申請する場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。

6か月以内に受け取りを！

6か月以内！

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。
※令和5年3月27日以降に申請したパスポートに適用されます。

査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄を追加する増補制度が廃止になりました。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

詳しくはこちらの情報をご確認ください。

旅券課トップページ

外務省　パスポート

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/

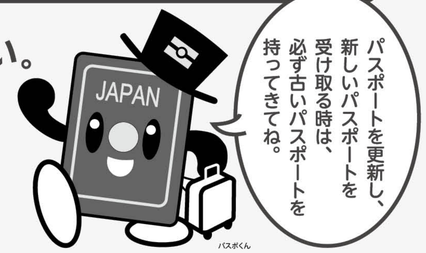

外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

※パスポート交付に要する日数は、約15日間（土日祝は含めず）です。日程に余裕をもって申請をお願いします。

国民年金インフォメーション

マイナンバーカードで便利！

国民年金手続きの電子申請ができます

＜ここが便利＞
・24時間、スマートフォンから申請ができます。
・処理状況や申請結果が確認できます。

○電子申請の対象手続きは３つ
①国民年金の加入届出（退職後の厚生年金からの変更等）
②国民年金保険料　免除・納付猶予の申請
③国民年金保険料　学生納付特例の申請

○電子申請の利用するには
・マイナポータルの「利用者登録」が必要です。
マイナンバーカードと交付時に設定したパスワードをご用意ください。

詳細はこちら→

○マイナポータルと ねんきんネットをつなげると、さらに便利
・日本年金機構のお知らせをマイナポータルで受け取れます。
・年金記録を確認できます。
・将来の年金見込み額を試算できます。

【お問い合わせ先】
◆国民年金の加入や免除申請等に関すること
・町民課総合窓口戸籍年金担当 2-4294
・帯広年金事務所国民年金課　0155-25-8113
◆国民年金電子申請に関すること
・年金加入者ダイヤル 0570-003-004
◆マイナポータルに関すること
・マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178

※お問い合わせは、町民課戸籍年金担当（☎2-4294）まで

♣ 春の火災予防運動を実施します！

北海道の４月は雪解けが進み枯れ草が出現し、空気が乾燥し火災が発生しやすい時期です。また、季節の変わり目ということもあり、強風が発生することも多々あり小さい火が大きな火災になる可能性が高いのでご注意ください。

1　屋外で火を取り扱う場合は消火できる準備をし、強風の日は火を扱わない。
2　家の周りを整理整頓し、可燃物を置かないようにする。
3　火を使用するときはそばを離れない、目を離さない。

【全国統一標語】
お出かけは マスク戸締り 火の用心
◆実施期間：４月20日（木）～４月30日（日）
◆強調期間：４月25日（火）～４月30日（日）

♥上士幌消防署Facebook

上士幌消防署に関する情報や火災予防広報、イベント告知などをFacebookページで随時配信します。

▶詳細はこちら

♦住宅防火いのちを守る10のポイント

【4つの習慣】
①寝たばこは絶対しない、させない
②ストーブ周りに燃えやすいものを置かない
③コンロを使うときは火のそばを離れない
④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

【6つの対策】
①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する
②火災早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防炎品を使用する
④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し使い方を確認しておく
⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問等により、地域ぐるみの防火対策を行う

火の用心

【本年の出動状況】　２月28日現在の出動件数
◆火災出動　　0件（うち２月　0件）
◆救急出動　　52件（うち２月21件）
※お問い合わせは、上士幌消防署予防係（☎2-2519）まで